

第2回

東弁・弁護士研修センター嘱託弁護士に聞く

新進会員活動委員会委員 伊藤 敬史 (56期)



弁護士会には、規則に基づき、有償・任期付きで弁護士会内の一定の事務を委嘱される嘱託弁護士が存在するのをご存じだろうか。東弁には、調査室に12名、広報室に2名、弁護士研修センターに2名の嘱託弁護士がいるほか、東弁・二弁合同図書館や東京三会刑事弁護センターにも嘱託弁護士がいる。

嘱託弁護士の中には、若手弁護士も存在する。

近年、弁護士の職域が拡大して組織内の仕事をする弁護士も増えつつある中で、事件等の弁護士業務とのバランスをとりながら組織内の事務を行う弁護士の業務スタイルは、参考になることが多いのではないだろうか。今回は、平成20年11月から弁護士研修センターの嘱託弁護士になった軽部龍太郎会員にお話を伺った。

伊藤： 弁護士研修センターの嘱託になられたきっかけは？

軽部： 私は、元々、東弁の弁護士研修センター運営委員会に入っており、2007年の秋には、アメリカの研修制度の視察に随行しました。今回、嘱託弁護士のお話を頂き、そのときの経験を活かしたいと思いました。

伊藤： アメリカでは、どのようなことを視察したのですか。

軽部： ニューヨークとボストンに行き、弁護士会、PLI（合衆国全土の弁護士に向けて研修を実施している団体）、ロースクール、大きなローファーム等を視察しました。

アメリカの弁護士会では、弁護士の研修のために、嘱託弁護士が常設されていました。研修は、予備校のように行っているところもあれば、東弁のように行っているところもありましたが、全体的には日本よりも多く、充実していました。

また、大きなローファームでも、専任で研修を行う弁護士がいました。

伊藤： なるほど。日本でも充実した研修を行うためには、嘱託弁護士の役割が大きそうですね。でも、嘱託弁護士となると負担が大きそうですが、迷いはなかったですか。

軽部： 初めは、勤務弁護士の立場では、事務所の仕事との関係で、厳しいとは思いました。ただ、弁護士研修センター運営委員会の中で、嘱託弁護士になって小回りをきかせられる若手は他にいなかったこともあって、私が

引き受けなければと思いました。

伊藤： 研修センターの嘱託弁護士として、具体的にどのような業務をなさっているのですか。

軽部： まだ就任したばかりですが、今は春季研修の企画などを行っています。企画に際しては、講座のテーマや内容を考え、講師の選定を行っています。

中長期的には、研修業務のプロセスの改善、ニーズの高い研修の定番化、新人弁護士の増加への対応などを行っていく予定です。

伊藤： 確かに、弁護士人口が増加する一方で、修習期間が短くなっているのが、新人弁護士向けの研修の重要性が高まりそうですね。

軽部： 新人弁護士からの要求も強いと思いますが、周囲の経験のある弁護士からも、新人を鍛えて欲しいという要望を聞きます。

大きな法律事務所では、最初の3か月くらいは研修制度のあるところもあります。しかし、中小規模の事務所では、すぐに事件をまわして、OJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）になるのが実情です。また、いわゆる即独など、OJTを受ける機会を得にくい方もいると思います。そのような新人弁護士を対象にした研修は、弁護士会で行うのが合理的だと思います。

伊藤： 新人弁護士向けの研修として、具体的に考えていることはありますか。

軽部： 依頼者との対応、相手方との交渉、保全・執行、

契約書の作成など、基本的なことをメインとした連続講座を考えています。

また、その講座だけで終わるのではなく、さらに深く学ぶためには、どのような団体に入れればいいか、どのような本を読めばいいのかなど、後々の学習につなげる仕組みにしていきたいと思います。

また、パソコンを使った研修映像の配信は、好評で、特に多摩地区などでニーズが高いので、そのようにシステムを現代的に置き換えていくことも必要です。

伊藤：多様な企画を考えているんですね。

軽部：はい。研修センター運営委員会には多数の弁護士がいるのですが、月1回の開催では小回りが利きません。日常的な運営事務は東弁職員の方々が担当してきましたが、嘱託弁護士を入れるというからには、法律の専門的な観点をもっと加えつつ、小回りを利かせた対応をしていく必要があるということです。嘱託は、委員会と職員の機能を補充し、橋渡しをする役割を担っていると思います。

伊藤：嘱託としての仕事に、どのくらいの時間を割いていらっしゃるのでしょうか。

軽部：月25時間というガイドラインがあります。非常勤なので、時間が固定されているわけではありません。

私の場合、月・水・金は、1日2時間ずつ弁護士会館にいるようにしています。もちろん、弁護士会館にいる時間をあらかじめ職員に伝えておき、その時間帯に対応できるようにしています。

伊藤：嘱託の仕事と、日常の弁護士業務との折り合いの付け方で、工夫されていることはありますか。

軽部：勤務弁護士ですので、事務所で受けた事件の処理を滞らせるわけにはいきません。そこで、個人事件の受任を意識的に減らしています。具体的には、国選、当番、そしてほとんどの法律相談の登録を外してもらいました。心苦しくはあるのですが、新しい仕事に取り組む場合に、



軽部龍太郎 会員（57期）

〈委員会活動等〉

2005年～ 東弁弁護士研修センター運営委員会委員

2006年～ 東弁労働法制特別委員会委員

2008年11月～ 東弁弁護士研修センター嘱託弁護士

今までの仕事を減らすのは鉄則だと考えています。スケジュールに無理が生じては、周囲に迷惑なだけです。

それから、25時間という所定の時間内に嘱託弁護士としてすべきことを全部終わらせるようにしています。時間をかけてやれば際限がないので、時間を区切って、その時間の中でやれることをやろうと考えています。意識的に時間を管理していますね。

伊藤：嘱託弁護士になって、よかったと思うことは何でしょうか。

軽部：なったばかりなのでまだ実感がありませんが、元々法律の勉強が好きですし、物事を改善していくのが好きでした。よりよい研修をすることで、弁護士会がよくなっていくのがうれしいですね。

それから、生活習慣ができてきたこともよかったと思います。私の同期の中には、パートタイムで企業に出ている人もいますが、弁護士会の嘱託も、時間を区切って組織内で仕事をするということで、似たようなところがあると思います。